

# 第260回鳥取県内水面漁場管理委員会

## 議 事 次 第

日時 平成26年11月14日(金) 午後2時00分から  
場所 ホテルセントパレス倉吉 ウインザーサウス(2階)

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

- (1) 日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可について(諮問事項)
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生に関する報告及び同病のまん延防止に関する指示について(報告)
- (3) 内水面漁業の振興に関する法律について(報告)

5 その他

6 閉 会

## 第260回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

〈委員会〉

（任期：平成24年12月1日～平成28年11月30日）

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	あだち よしのぶ 足立 憲信	元東郷湖漁協代表理事組合長		
	こばやし いさお 小林 功	千代川漁協代表理事組合長		
	さとう ひでお 佐藤 英夫	日野川水系漁協代表理事組合長、鳥取県内水面漁業協同組合連合会長、全国内水面漁業組合連合会副会長理事		
遊漁者代表 (2名)	こだに ちとし 小谷 知載	NPO法人八東川清流クラブ、元中学校校長	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	きりはら まき 桐原 真希	日本自然保護協会自然観察指導員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	西部総合事務所日野振興センター日野振興局自然保護監視員（非常勤）		

〈鳥取県〉

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	三木 教立
鳥取県農林水産部水産振興局水産課水産振興	室長	早瀬 譲
鳥取県栽培漁業センター養殖・漁場環境室	室長	福井 利憲
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	清家 裕

〈委員会事務局〉

役職	氏名	備考
事務局長	小畑 正一	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	宮永 貴幸	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	松原 裕司	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当 主事

資料 — 1

日野川水系漁業協同組合内共第3号第五種共同漁業権  
遊漁規則の変更認可について

1 今回の変更内容

(1) 遊漁料の額及び納付方法

消費税変更および遊漁証の売上げ減少、増殖にかかる経費の増加による遊漁料金の価格改定。平均11%（うち消費税分3%）の値上げ。

(2) 附則

認可の日から施行する。

2 認可に係る審査基準

・漁業法第129条第5項

要件	適否
遊漁を不当に制限するものでないこと。	○
遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。	○

・水産業協同組合法第49条

事項	要件	事実	適否
総会の議決全員 (総代会の議決)	出席者の議決権の過半数以上	出席者89名の全員の賛成 (うち委任状14名)	○

(参考) 総代の人数 98名

【参考法令】

漁業法（抜粋）

（遊漁規則）

第 129 条

1～2 略

3 遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4 第一項又は第三項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府県知事は、遊漁規則の内容が左の各号に該当するときは、認可をしなければならない。

一 遊漁を不当に制限するものでないこと。

二 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

水産業協同組合法（抜粋）

（総会の議決事項）

第 48 条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

1～8 略

9 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止  
以下 略

（総会の議事）

第 49 条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定ある場合を除いて、出席者の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において、その都度これを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

（特別決議事項）

第 50 条 次の事項は、総組合員（准組合員を除く。）の半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上が出席し、その議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による議決を必要とする。

一～四 略

五 漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定、変更及び廃止

六 略

# 諮 問

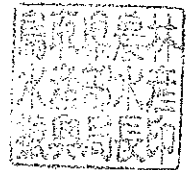
鳥取県内水面漁場管理委員会

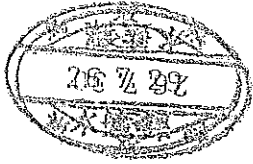
日野川水系漁業協同組合から別添写しのとおり遊漁規則の変更認可申請書が提出されましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第4項の規定により諮問します。

平成26年11月4日

鳥取県農林水産部水産振興局長

三木 教立





遊漁規則変更認可申請書

平成26年 7月30日

鳥取県知事 平井 伸治 殿

米子市熊党323-1 日野川水系漁業協同組合  
代表理事組合長 佐藤 英夫

日野川水系漁業協同組合内共第3号 第五種共同漁業権遊漁規則を変更したいので、関係書類を添えて認可申請します。

## 遊漁規則変更理由書

### 1. 第7条（遊漁料の額及び納付方法）について

#### 1. 消費税率の変更に伴う値上げ

#### 2. 遊漁者の減少及び遊漁証売り上げの減少

近年は1,900～2,000名程度であり、前回消費税等に伴う料金の改定をした平成17年の2,384名と比較すると20%程度減少している。

それに伴い遊漁証の売り上げも、平成17年度 16,203,075円に対して平成25年度は12,105,825円となり26%減少している。

#### 3. 増殖等に係る経費の増加

平成17年度と平成25年度を比較すると平成17年度 34,724,968円に対し平成25年度は38,555,735円かかり3,830,737円増加している。また、今後も資材などの経費の増加が見込まれる。

	遊漁者数	売上金額	増殖経費	備考
平成17年度	2,384	16,203,075	34,724,968	
平成25年度	1,917	12,105,825	38,555,735	

日野川水系漁業協同組合内共第3号  
第五種共同漁業権遊漁規則新旧対照条文

新(改正後)				旧(改正前)			
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。				(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。			
水産動物の 名称	漁具又は漁法	期 間	遊 漁 料	水産動物の 名称	漁具又は漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい、 やまめ(さくら ますを含む。) あまご(さつき ますを含む。) いwana、にじま す	さお釣及び手釣	年 間 1日限り	9,000円	あゆ、こい、 やまめ(さくら ますを含む。) あまご(さつき ますを含む。) いwana、にじま す	さお釣及び手釣	年 間 1日限り	8,400円
			3,300円				3,150円
やまめ(さくら ますを含む。) あまご(さつき ますを含む。) いwana、にじま す	さお釣及び手釣	年 間 1日限り	6,000円	やまめ(さくら ますを含む。) あまご(さつき ますを含む。) いwana、にじま す	さお釣及び手釣	年 間 1日限り	5,250円
			3,300円				3,150円
あゆ、こい、さ くらます、 さつきます、う なぎ	地びき網	年 間	60,000 円	あゆ、こい、さ くらます、 さつきます、う なぎ	地びき網	年 間	52,500 円
	川舟及びいかだ	年間(一隻)	33,000 円		川舟及びいかだ	年間(一隻)	31,500 円
	徒手採捕、たも網 及び投網(さお釣 及び手釣も行うこ とができる。)うな ぎに限り、はえ縄、 籠、箱、つけ針(穴 釣を行う事ができ る)	年 間	15,000 円		徒手採捕、たも網 及び投網(さお釣 及び手釣も行うこ とができる。)うな ぎに限り、はえ縄、 籠、箱、つけ針(穴 釣を行う事ができ る)	年 間	12,600 円
2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。				2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具又は漁法等による場合であって、次の同表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。			



水産動物 の名称	区 分	期 間	遊 漁 料
あゆ こい	70才以上の者(県 内者に限る)	交付日から 無期限	500円
やまめ(さくら ますを含む。)	中学生 高校生	年 間	<u>1,100円</u>
あまご(さつき ますを含む。)	身体障害者(手帳 所持者に限る)	年 間	<u>2,000円</u>
いわな にじます うなぎ			
あゆ、こい、 やまめ(さくら ますを含む。)	女 性	年 間 1日限り	<u>4,500円</u>
あまご(さつき ますを含む。)			<u>1,650円</u>
いわな、にじま す			
やまめ(さくら ますを含む。)	女 性	年 間 1日限り	<u>3,000円</u>
あまご(さつき ますを含む。)			<u>1,650円</u>
いわな、にじま す			

水産動物 の名称	区 分	期 間	遊 漁 料
あゆ こい	70才以上の者(県 内者に限る)	交付日から 無期限	500円
やまめ(さくら ますを含む。)	中学生 高校生	年 間	<u>1,050円</u>
あまご(さつき ますを含む。)	身体障害者(手帳 所持者に限る)	年 間	<u>1,575円</u>
いわな にじます うなぎ			
あゆ、こい、 やまめ(さくら ますを含む。)	女 性	年 間 1日限り	<u>4,200円</u>
あまご(さつき ますを含む。)			<u>1,575円</u>
いわな、にじま す			
やまめ(さくら ますを含む。)	女 性	年 間 1日限り	<u>2,625円</u>
あまご(さつき ますを含む。)			<u>1,575円</u>
いわな、にじま す			

3 遊漁料の納付は、日野川水系漁業協同組合事務所(米子市熊党 323-1。以下「事務所」という。)又は別に公示する日野川水系漁業協同組合が遊漁証の発行業務を委託した遊漁証発行取扱所においてしなければならない。ただし、地びき網、川舟及びいかだの漁具漁法を用いる場合には事務所において納付しなければならない。

3 遊漁料の納付は、日野川水系漁業協同組合事務所(米子市熊党 323-1。以下「事務所」という。)又は別に公示する日野川水系漁業協同組合が遊漁証の発行業務を委託した遊漁証発行取扱所においてなければならない。ただし、地びき網、川舟及びいかだの漁具漁法を用いる場合には事務所において納付しなければならない。

変更理由

- ・消費税変動にともなう価格改定



## コイヘルペスウイルス病のまん延防止に関する委員会指示について

平成26年8月26日に鳥取市河原町釜口において、コイヘルペスウイルス病（以下、KHV病という。）に感染したコイが発見されました（詳細は下記のとおり）。

KHV病のまん延を防止するため、KHV病感染コイが発見された水域を会長専決により、平成26年10月14日付けで鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号に定める指定水域に追加指定（指示2号の変更する告示）しました。

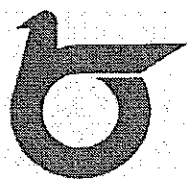
## ■経過

平成26年	
8月26日	持ち主が発見
8月27日 #	・鳥取市河原支所から連絡「2匹が斃死し、残りの3匹も弱っている。」 ・検体採取（栽培漁業センター）
8月28日	・検査の結果、一次検査で陽性。
8月29日 #	・8月29日に池内への取水を停止 ・衰弱した2尾を自主処分（残り一匹は確定検査後処分の予定）
9月1日	・独立行政法人水産総合研究センター養殖研究所で確定診断陽性。 ・鳥取市用瀬総合支所を通じ地域住民に対して、当該水域へのコイの移動制限(持ち込み、持ち出しをしない)及び、異常ゴイを発見した場合は市に通報するよう要請。 ・発見場所の上流にあたる鳥取市用瀬町内の集落で現地調査を行い、感染の原因について調査（疑いの可能性のあるコイを検査＝全て陰性）。 ※9/4 市及び県による近隣住民説明会
9月11日	周辺集落で、その後にKHVが疑われるコイの死亡情報なし。（鳥取市河原支所に聞き取り）
10月14日	告示

## ■水の流れの概要

- ・KHV発生池（図の①）の取水は上井出用水路
- ・上井出用水路は鳥取市鷹狩の赤波川から取水している。（図の⑥）
- ・上井出用水路に、千代川本流（古用瀬で取水）から流れ込む水があるが、水量は少量（図の④）であり、用瀬及び鷹狩ではKHVの兆候もない。また、上井出用水路に合流するすぐ上流では図の⑤の状況であり接続しているとは言い難い。
- ・排水は河原町釜口地区の下流の端で排水（図の②）
- ・排水場所から2km程度上流に上井出頭首工がある。

※水の流れは別添図面のとおり。



# 鳥取県公報

平成 26 年 10 月 14 日 (火)  
第 8 6 4 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (734) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (735) (H) . . . . . 2
	生活保護法による居宅介護事業及び介護予防事業の廃止の届出 (736) (H) . . . . . 3
	土地収用法による土地の立入り (737) (県土総務課) . . . . . 4
	県道の区域の変更 (738) (道路企画課) . . . . . 4
◇ 内水面漁 管委告示	コイの持出し等を禁止する水域の範囲の一部改正 (6) . . . . . 4

## 鳥取県告示第737号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 起業者の名称  
中国電力株式会社
- 2 事業の種類  
特別高圧架空電線路 鳥取線No. 23～No. 28経年鉄塔建替事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
東伯郡湯梨浜町大字方面字龍名、大字別所字柳谷、字寺谷、字下ノ宮内ケ原、字二ノ宇坪谷、字三ノ宇坪谷、字四ノ宇坪谷、字割谷、字木挽谷、字猿ノ目、字木挽谷口、字五ノ宇坪谷、字野田、字宇坪谷、字塔ケ平、字駄返シ、字田ノ谷、字焼尾、字宮内ケ原、字鑄物師谷及び字山川ノ上並びに大字川上字宇坪越シ、字横道平、字奥山ノ神、字大葉、字大場及び字墓ノ谷地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
平成26年11月1日から平成27年6月30日まで

## 鳥取県告示第738号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成26年10月14日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成26年10月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取河原用瀬線	変更前	鳥取市嶋字土居ノ下90-1地先から同字90-5地先まで	21.2～23.0	2.0
	変更後	鳥取市嶋字土居ノ下90-1地先から同字90-5地先まで	21.2～22.6	2.0

## 内水面漁場管理委員会告示

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第6号

平成26年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号(コイの持出し等を禁止する水域の範囲について)の一部を次のように改正する。

平成26年10月14日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) <u>鳥取市用瀬町鷹狩の下井手頭首工</u>(以下「<u>下井手頭首工</u>」という。)より下流の千代川本流</p> <p>(2) <u>下井手頭首工</u>より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに接続する全ての用水路</p> <p>(3) <u>鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>1 千代川水系のうち次に掲げる水域</p> <p>(1) 鳥取市河原町曳田の<u>佐貫橋</u>より下流の千代川本流</p> <p>(2) <u>佐貫橋</u>より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに接続する全ての用水路</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>2～4 略</p>

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し等について次のとおり指示する。

平成26年3月28日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 哉

1 指示内容

(1) コイの持出し等の禁止

ア コイヘルペスウイルスを保有しているコイが確認された県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面のうち鳥取県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が指定する範囲（以下「当該水域」という。）から、コイを持ち出した上、当該水域以外の水域に放流し、又は遺棄してはならない。ただし、公的機関が実施する疾病検査等に供する場合は、この限りでない。

イ 委員会は、当該水域の範囲を指定したときは、速やかに公表するものとする。

(2) コイの放流等の制限

ア 当該水域においては、捕獲したコイをその場で再放流する場合を除き、コイを放流してはならない。

イ 当該水域を除く県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面に増殖目的で次の表の左欄に掲げるコイを放流しようとする場合は、同表の右欄に掲げる事項を遵守すること。

県内で飼育された放流用のコイ	当該コイ群について、鳥取県栽培漁業センターによる所要の飼育観察を行った上で、PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。以下同じ。）によりコイヘルペスウイルス陰性であることを確認すること。
県外で飼育された放流用のコイ	当該コイ群を放流しようとする日の前日までに、委員会事務局に対して、当該コイ群がコイヘルペスウイルス病汚染水域由来でないことを報告し、及び公的機関が実施した当該コイ群に関するPCR検査の結果を証明する書類を提出すること。

ウ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

3 指示の目的

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため

## 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

平成26年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第1号(コイの持出し等の禁止等に関する指示について)に基づき、コイの持出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成26年3月28日

平成26年10月14日範囲追加

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 小 谷 知 載

### 1 千代川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 鳥取市河原町曳田用瀬町鷹狩の佐貴橋下井手頭首工より下流の千代川本流
- (2) 一佐貴橋下井手頭首工より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川(私都川と津ノ井用水との分岐点より上流の私都川本流、八頭郡八頭町島の島橋より上流の八東川本流及び八頭町坂田の大江川の大口堰(以下「大口堰」という。)から取水する用水路と三谷川の合流点より上流の三谷川本流並びにそれらの支流を除く。)及びそれに接続する全ての用水路
- (3) 鳥取市用瀬町鷹狩の赤波川から取水する上井出用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (4) 八頭郡八頭町島の八東川から取水する皆原用水及びそれに接続する全ての用水路
- (5) 八頭郡八頭町皆原の八東川から取水する金崎用水及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 八頭郡八頭町日下部の船川用水取水口から取水する船川用水及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 八頭郡八頭町中村の向井橋より下流の見槻川
- (8) 見槻川と大江川の合流点より下流の大江川
- (9) 八頭町西御門の久能寺堰から取水する久能寺用水及びそれに接続する全ての用水路
- (10) 大口堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 鳥取市の湖山池

### 2 天神川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 倉吉市上余戸の郡山大口堰より下流の天神川本流
- (2) 倉吉市巖城の巖城堰より下流の小鴨川
- (3) 倉吉市八幡町の小鴨川から取水する鉢屋川及び玉川並びにそれらに接続する全ての用水路
- (4) 倉吉市上井の羽合堰から取水する羽合用水及びそれに接続する全ての用水路

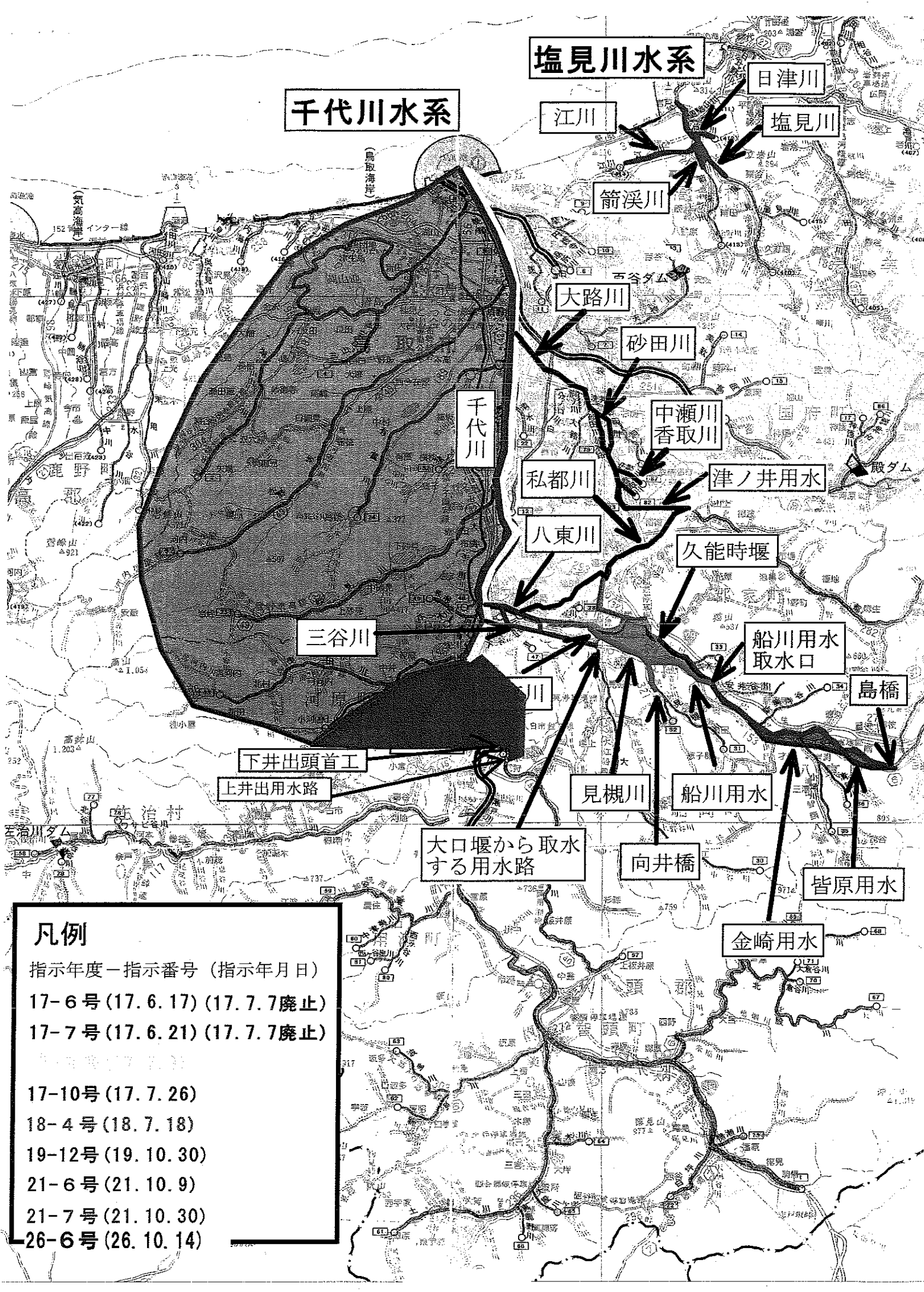
### 3 日野川水系のうち次に掲げる水域

- (1) 日野郡日南町茶屋の久ノ谷川から取水する上井手及びそれに接続する全ての用水路
- (2) 日野郡日南町茶屋の仙木谷の小濁川水系の河川及び小濁川本流
- (3) 小濁川本流と小原川の合流点より下流の小原川
- (4) 小原川と日野川の合流点より下流の日野川本流
- (5) 日野町安原の日野川から取水する安井井手及びそれに接続する全ての用水路
- (6) 江府町大字武庫の俣野川から取水する一旦井手及びそれに接続する全ての用水路
- (7) 一旦井手と武庫井手の合流点より下流の武庫井手及びそれに接続する全ての用水路
- (8) 日野郡江府町大字武庫の新六井手から取水する宮ノ前地区内水路及びそれに接続する全ての用水路
- (9) 武庫井手と俣野川の合流点より下流の俣野川本流
- (10) 江府町大字洲河崎の日野川から取水する久連井手及びそれに接続する全ての用水路
- (11) 江府町大字佐川のハセン川から取水するヤネイダ及びそれに接続する全ての用水路
- (12) 伯耆町荘の日野川から取水する荘古市大井手水路及びそれに接続する全ての用水路
- (13) 荘古市大井手水路と谷山川の合流点より下流の谷山川
- (14) 伯耆町二部の野上川から取水する輪井手及びそれに接続する全ての用水路
- (15) 輪井手と藤屋川の合流点より下流の藤屋川
- (16) 伯耆町二部の白瀉橋より下流の野上川



- (17) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水及びそれに接続する全ての用水路
  - (18) 伯耆町中祖の日野川から取水する佐野川用水と小松谷川の合流点より下流の小松谷川本流
  - (19) 米子市兼久における佐野川用水と法勝寺川の合流点より下流の法勝寺川本流
  - (20) 伯耆町溝口の日野川から取水する尾高井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (21) 伯耆町吉定の日野川から取水する箕蚊屋用水及びそれに接続する全ての用水路
  - (22) 伯耆町久古の堰堤（久古橋上流のものに限る。以下「久古堰堤」という。）から取水する三崎井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (23) 伯耆町真野の真野2号砂防堰堤より下流の別所川
  - (24) 伯耆町金廻の日野川から取水する五千石井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (25) 五千石井手と大川の合流点より下流の大川
  - (26) 米子市皆生から日野川との合流点までの水貫川
  - (27) 日野川及び法勝寺川から取水する米川用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (28) 伯耆町上野の下谷川から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 4 1から3まで以外の水系のうち次に掲げる水域
- (1) 鳥取市福部町箭溪の西日本旅客鉄道株式会社山陰本線の高架橋より下流の塩見川及びそれに接続する全ての用水路
  - (2) 鳥取市福部町高江の高江橋より下流の箭溪川及びそれに接続する全ての用水路
  - (3) 鳥取市福部町高江の赤子谷堰から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (4) 鳥取市福部町湯山の江川に架かる市道湯山和田線の橋より下流の江川及びそれに接続する全ての用水路
  - (5) 鳥取市福部町細川の日津川及びそれに接続する全ての用水路
  - (6) 鳥取市鹿野町今市の柿谷池から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
  - (7) 鳥取市鹿野町及び同市気高町の浜村川
  - (8) 鳥取市青谷町奥崎の養郷橋（以下「養郷橋」という。）より下流の日置川本流及びそれに接続する全ての用水路
  - (9) 養郷橋より下流の日置川本流に係る日置川水系の河川及びそれに接続する全ての用水路
  - (10) 日置川本流と勝部川の合流点より下流の勝部川
  - (11) 西伯郡大山町神原の阿弥陀川から取水する平木井手及びそれに接続する全ての用水路
  - (12) 西伯郡大山町野田の野田新橋より下流の江東川
  - (13) 伯耆町岸本の砂田橋上流側を上流端とする野本川
  - (14) 米子市福万と西伯郡伯耆町須村における米子市伯耆町界より下流の佐陀川
  - (15) 西伯郡伯耆町須村の荒神様池から取水する出口井手
  - (16) 出口井手と福岡井手の合流点より下流の福岡井手
  - (17) 西伯郡伯耆町福岡原の福岡池及びそれより取水する全ての用水路並びにそれらに接続する全ての用水路
  - (18) 東郷池及び橋津川
  - (19) 琴浦町下大江の白太セキより下流の加勢蛇川及びそれに接続する全ての用水路
  - (20) 鳥取市鹿野町の新鹿野大橋より下流の河内川及びそれに接続する全ての用水路
  - (21) 鳥取市鹿野町の鹿野城跡公園のお堀及びそれに接続する全ての用水路並びに中川



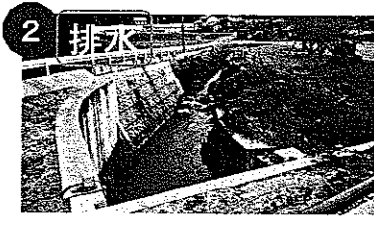


**千代川水系**

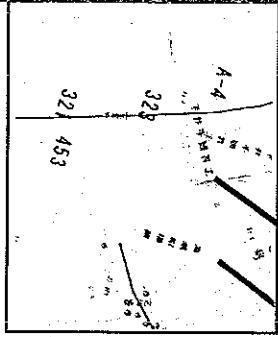
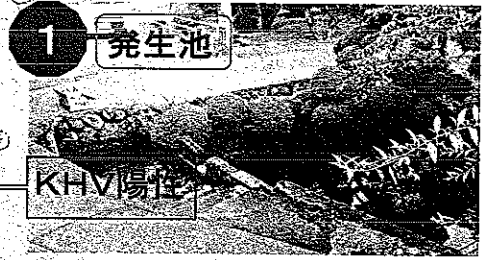
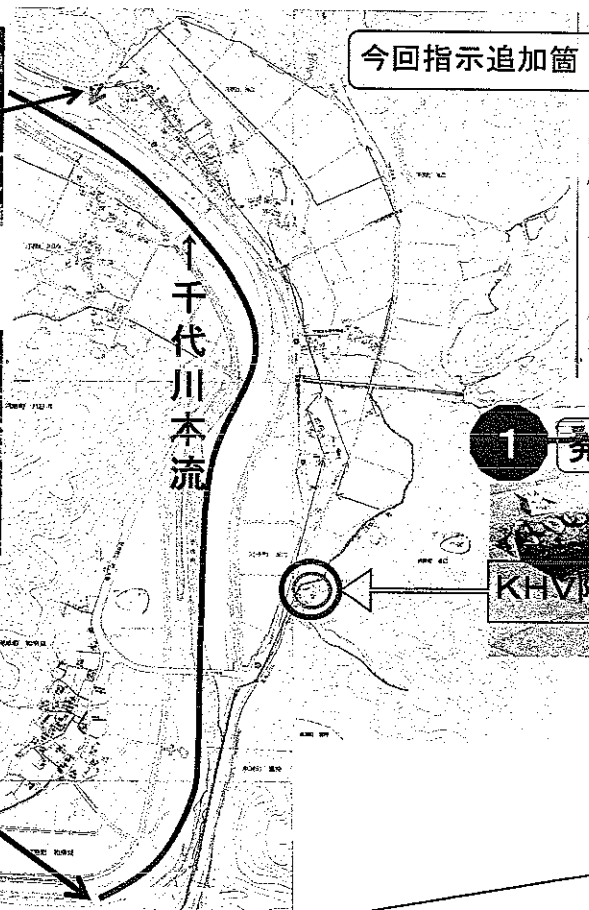
**塩見川水系**

- 凡例**
- 指示年度—指示番号 (指示年月日)
- 17-6号 (17. 6. 17) (17. 7. 7廃止)
  - 17-7号 (17. 6. 21) (17. 7. 7廃止)
  
  - 17-10号 (17. 7. 26)
  - 18-4号 (18. 7. 18)
  - 19-12号 (19. 10. 30)
  - 21-6号 (21. 10. 9)
  - 21-7号 (21. 10. 30)
  - 26-6号 (26. 10. 14)



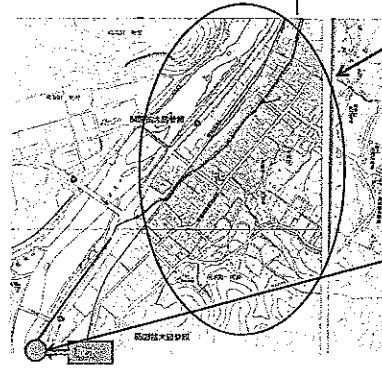


今回指示追加箇



○調査したが異常なし(19軒)  
 ・最近のコイの死亡事例なし  
 ・弱っているコイもなし

OKHV検査=陰性  
 ・最近のコイの死亡事例があり、生存コイの状態も芳しくないように見受けられたため、KHV検査を実施したが、検査結果は陰性であった。(5軒異常なし、6軒





## 一 目的

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与（第1条）

## 二 基本理念

内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようにすることを旨として、講ぜられなければならない（第2条）

## 三 国及び地方公共団体の責務、内水面漁業者の努力（第4条～第6条）

## 四 基本方針等

○農林水産大臣による基本方針の策定（第9条） ○都道府県による施策の総合的かつ計画的な実施に必要な場合の施策の実施に関する計画の策定（第10条）

## 五 内水面漁業の振興に関する施策

### 1. 内水面水産資源の生息状況等の調査（第11条）

### 2. 内水面水産資源の回復に関する施策（第12条～第14条）

○内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等 ○特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等  
○内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等

### 3. 内水面における漁場環境の再生に関する施策（第15条～第19条）

○内水面に係る水質・水量の確保 ○森林の整備及び保全 ○内水面水産資源の生育に資する施設の整備 ○自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進

### 4. 内水面漁業の健全な発展に関する施策（第20条～第25条）

○効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成 ○多面的機能の発揮に資する取組への支援等  
○人材の育成及び確保 ○商品開発等への取組の支援 ○回遊魚類の増殖への支援等 ○国民の理解と関心の増進

### 5. 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出（第26条～第34条）

○指定養殖業について農林水産大臣による許可制度の創設 ○届出養殖業について農林水産大臣への届出制度の創設 ○指定養殖業者及び届出養殖業者による実績報告書の農林水産大臣への提出

## 六 協議会

○共同漁業権者が都道府県知事に協議会の設置を申出 ○都道府県は協議が必要であると認める場合は協議会を設置（第35条第1項・第2項） ○協議会は都道府県、共同漁業権者、河川管理者、学識経験者その他都道府県が必要と認める者で構成（同条第3項）

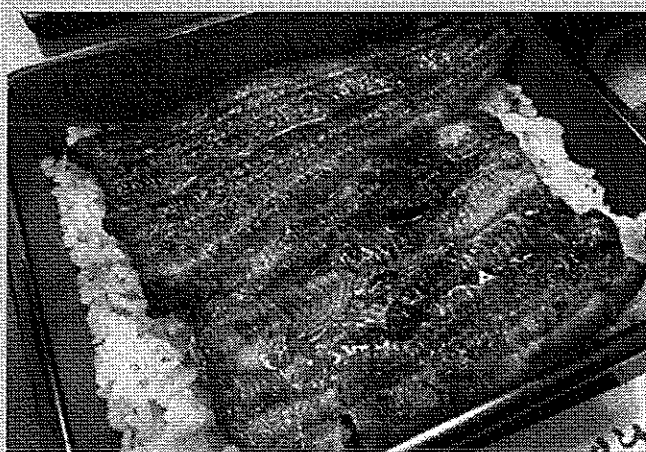
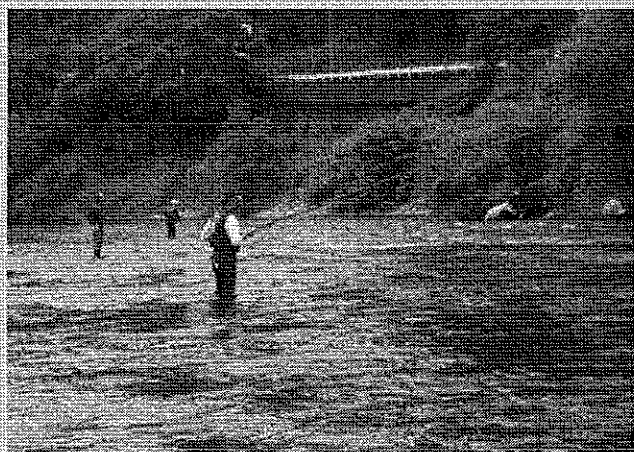
## 七 その他

○国の財政上の措置等（第7条） ○連携協力体制の整備（第8条） ○平成二十三年原子力事故による被害等への対策（附則第4条） ○水質汚濁防止法や浄化槽法等による内水面に排出される水に係る規制の在り方についての検討（附則第5条）





# 内水面漁業の振興に関する法律 のあらまし

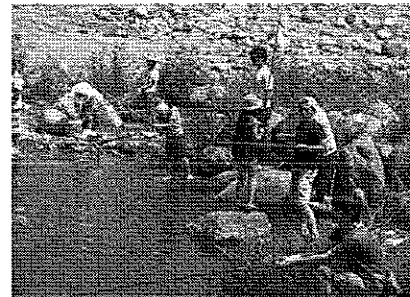
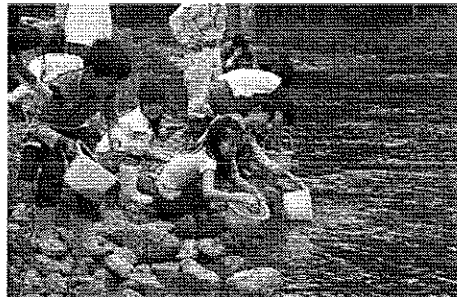
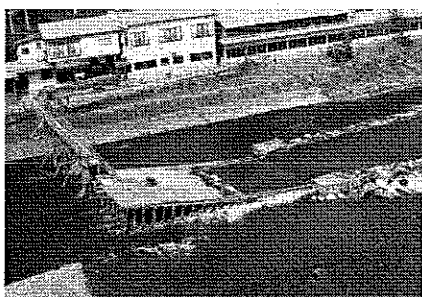


水産庁

平成 26 年 10 月

# 内水面漁業の振興に関する法律 が成立しました

我が国の内水面漁業は、アユ、ワカサギ、ウナギ、コイなど、和食文化と密接に関わる水産物を供給する機能のほか、内水面漁業者による水産動植物の増殖や漁場環境の保全・管理を通じて釣りや自然体験活動といった自然と親しむ機会を提供するなどの多面的機能を発揮し、豊かで潤いのある国民生活の形成に大きく寄与しています。



しかしながら、河川等における内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウ等の鳥獣による内水面水産資源の被害などにより、内水面漁業の漁獲量は、昭和53年の13万8千トンをピークに、平成24年には3万3千トンまで減少し、加えて漁業従事者の減少やその高齢化も進行し、内水面漁業の有する水産物の安定的な供給の機能や多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にあります。

とりわけ、ニホンウナギのように、資源量の減少が危惧され、内水面水産資源の持続的な利用の確保等のため、従来規制のなかった養殖業の形態にまで実効的な資源管理のための措置を講ずる必要性が生じているものもあります。

このような状況を踏まえ、内水面漁業の振興を図るため、平成26年6月20日、第186回通常国会において、議員立法により「内水面漁業の振興に関する法律」が成立しました。

この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するために制定されたものです。

